# 工場立地法に基づく「特定工場新設(変更)届出書」記入確認について

- 工場立地法に基づく「特定工場新設(変更)届出書」を提出する場合、下記書類が必要です。
- 1 特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(様式B)
  - ※ 様式及び記載要領はP2を参照して下さい。
  - ※ 短縮申請に該当しない場合は、当該文言を「=」で消して使用して下さい。
- 2 特定工場における生産施設の面積(別紙1)
  - ※ 様式及び記載要領はP3を参照して下さい。
- 3 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置(別紙2)
  - ※ 様式及び記載要領はP4を参照して下さい。
- 4 事業概要説明書(様式例第1)
  - ※ 様式及び記載要領はP6を参照して下さい。
- 5 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図(様式例第2)
  - ※ 縮尺及び記載要領はP6を参照して下さい。
- 6 特定工場用地利用状況説明書(様式例第3)
  - ※ 様式及び記載要領はP7を参照して下さい。
- 7 特定工場の新設等のための工事の日程(様式例第4)
  - ※ 様式及び記載要領はP7を参照して下さい。

# 以上の書類が、工場立地法第6条第1項、法第7条第1項、一部改正法附則第3条第1項の規定に基づく届出の場合必要です。

法第8条第1項の届出の場合には、当該変更に係る事項を説明する必要な書類のみでよく、すべての 書類を提出する必要はありません。

9 その他特定地区に立地したときの必要書類

#### 特例を適用される工業団地に立地するとき

工業団地面積並びに工業団地共通施設面積及び配置(別紙3)と同配置図を必要とします。

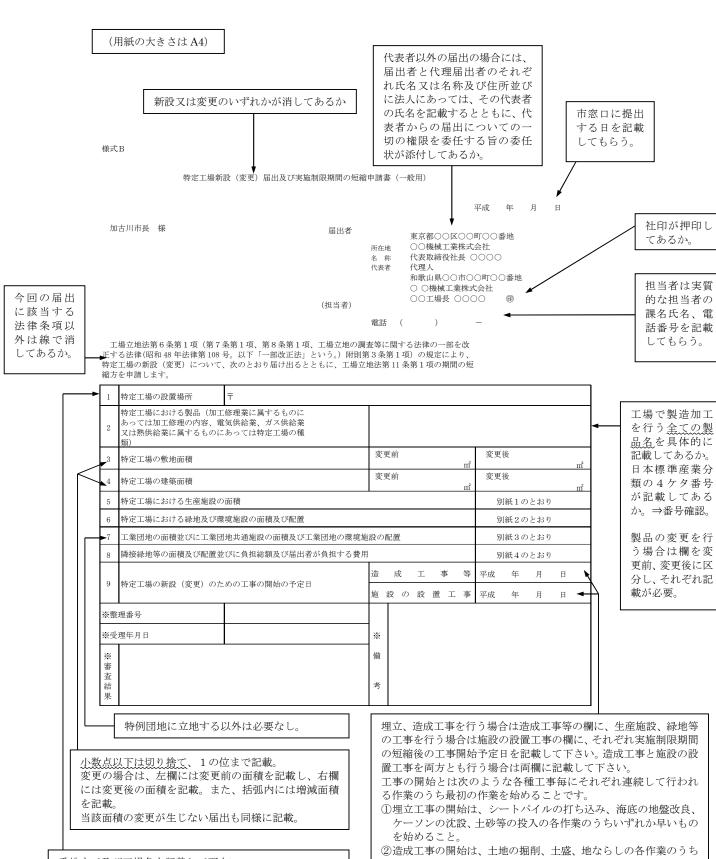
#### 特例を適用される工業集合地に立地するとき

隣接緑地等の面積並び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用(別紙4)と同配置図を必要とします。

※ 特例工業団地又は工業集合地に該当するか否かは兵庫県産業労働部政策労働局産業立地室 にお問い合わせ下さい。また、記載にあたっては、工業団地造成者等から情報をもらう必要 があるため事前に前記窓口にご相談下さい。

#### 工場立地法第6条第1項に規定する「指定地区」に立地するとき

別途様式の届出が必要ですが、現在加古川市内には「指定地区」はありませんので省略しました。



番地まで及び工場名を記載して下さい。

また、受理通知書を送付しますので郵便番号も併せて記載 して下さい。ただし、設置場所に受理通知書を送付するの が不適当な場合は、受理通知書の送付先の住所、郵便番号 を届出者欄にその旨記載して下さい。

- いずれか早いものを始めること。
- ③生産施設若しくは、生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当 該施設の建設のための基盤打ち作業を始めること。
- ④生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場 合の工事開始は、用途変更により、新たに必要とされる機械、設 備建築物等の新設、改造又は移動の作業を始めること。
- ⑤敷地面積の変更を行う日とは移転登記の日です。

生産施設の名称は、下記のような単位でその名称を記載して下さい。

- ①高炉による一貫製鉄工場にあっては、製銑施設(高炉)、製鋼施設(転炉)、熱間 圧延施設、冷間圧延施設、製管施設等をそれぞれ一つの単位。
- ②ナフサから一貫して誘導品を製造する石油化学工業にあっては、エチレン製造装置、芳香族抽出装置、ポリエチレン製造装置等をそれぞれ一つの単位。
- ③パルプ、紙製造工場にあっては、砕木施設、蒸解施設、薬品回収施設、抄紙施設等をそれぞれ一つの単位。
- ④生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場等の場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱う。

施設番号は、セー1からはじまる一連番号を記載して下さい。ただし、法第8条第1項の変更の届出の場合は、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がある時は、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がない時は届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載して下さい。

変更の届出の場合、変更が生じない生産施設は記載する必要はありません。

#### [記載例] 1. 石油

1. 石油化学工場の場合

<u> 1.                                   </u>	ノ場 合
生産施設の名称	施設番号
エチレン製造装置	セー1
分解炉	セー1-1
急速冷却装置	セー1-2
圧縮機	セー1-3
精製装置	セー1-4
配管	セー1-5
ポリエチレン装置	セー2
圧縮機	セー2-1
重合装置	セー2-2
分離精製装置	セー2-3
仕上装置	セー2-4
配管	せー2-5

2. セメント工場の場合

生産施設の名称	施設番号
原料粉末室	セー1
スラリータンク	セー2
粘土ドライヤー	セー3
	]

(用紙の大きさは A4)

別 紙1

特定工場における生産施設の面積

	生.	産	妝	設	の	名	称	施設番号	面	積	( I	n²)	埠	自減 面	積	( m²	)
	王.	座	ル巴	収	V)	70	JAJ,	旭以笛勺	変	更前	変	更 後	뱌	1 / 00 田	但	( 111	,
								セ -					+		$\triangleright$		
	<b>→</b>							セ -					+				
								<u>-</u>		4			١. ا				
								Ŀ -		<u>†                                      </u>			т		$\Delta$		
	生	産	施	設	の	面	積	の合計		/ 0		0	+	0	Δ		0
- 1									• /								

面積は、生産施設の単位毎とその単位を構成する主要施設毎に 記載します。変更の届出の場合は、変更前の欄には同じ生産施 設単位内の変更である場合(施設番号が変わらない場合)はそ の生産施設の単位の変更前の面積を記載し、新たな単位の生産 施設を設置する場合は「なし」と記載して下さい。また、変更 後の面積欄には増減面積ではなく、変更後の生産施設の単位の 面積を記載して下さい。

主要施設(枝番号施設)の面積の変更による場合も同様です。

増減面積は、法第8条及び附則第3条の規定に基づく変更の届出の場合のみ記載して下さい。

この場合、今回の変更が増設の場合は、増加面積を表わす正の数字を、面積の減少の場合(廃棄等)は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合(スクラップアンドビルド)は、減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載して下さい。

[記載例]

面積	$(m^2)$	増減面積		
変更前	変更後	$(m^2)$		
1,000	1,500	+500	←1.	1,000㎡の生産施設を500㎡増設する場合の例
なし	1,500	+1,500	←2.	新たな単位の生産施設を1,500㎡増設する場合の例
1,000	500	$\triangle 500$	←3.	1,000㎡の生産施設を500㎡廃棄する場合の例
1,000	1,500	$\triangle 500 + 1,000$	←4.	500㎡スクラップするとともに、同一単位の生産施設を1,000㎡ビルドする場合の例
3 000	5 000	$\triangle 1.000 \pm 3.000$	← 5	計欄は増減それぞれで記入して下さい

生産施設の面積の合計は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後のそれぞれの欄に、当該特定工場における全 生産施設の面積の合計を記載して下さい。

#### 「兼業の場合]

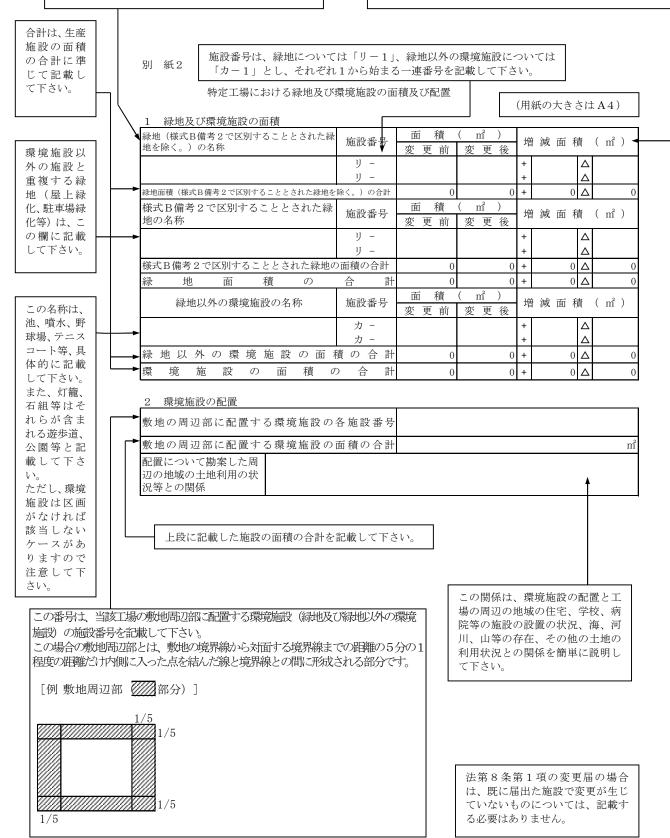
生産施設面積率  $(\gamma)$  又は計算係数  $(\alpha)$  が異なる生産施設単位がある場合 (兼業) は、増減面積欄の右に備考欄を設け、生産施設単位ごとに届出る製品名に対応する製品名を記載して下さい。また、用役施設 (ボイラー等) については、供給先の生産施設番号を備考欄に記載して下さい。

緑地の名称は、緑地の種類と設置場所を区画毎に具体 的に記入して下さい。

緑地の種類とは、自然林、樹林地、低木地、芝生、芝 樹林混植地等です

設置場所とは工場敷地の東側周辺部、事務所前、球型 タンク横、用役エリア周り等です。 面積は区画毎に記載して下さい。

変更届における変更前及び変更後の記載の方法は生産施設の記入に準じて下さい。



## 下記書類は、特例工業団地に立地する場合のみ必要です。

別 紙 3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

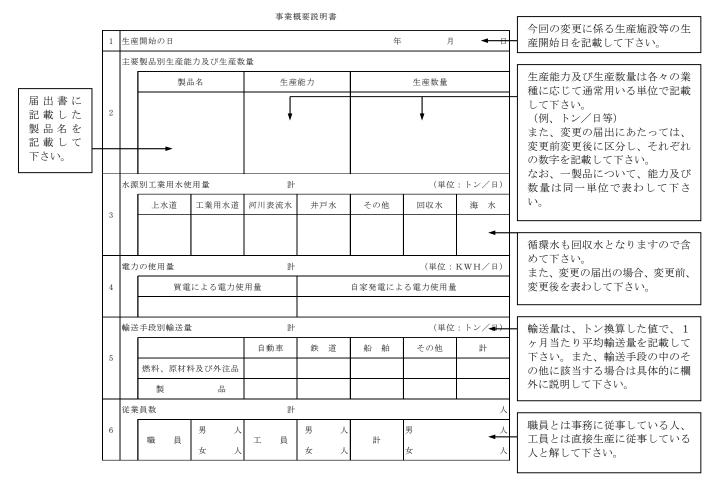
I	業 団 地 の 名 称						
I	業 団 地 の 所 在 地						
I	業 団 地 の 面 積						nî
全	業団地内の全工場又は 事業場の敷地面積の合計						m²
	団地共通施設の面積の合計				(	0.0	nî
	うち 緑 地 (様 式 B 備 考 2 で 区 別 す ること とされ た 緑 地 を除 く。)	面積	nî				
	うち 様 式 B 備 考 2 で 区 別 す ることとされ た 緑 地	面積	nî				
	緑地以外の環境施設	面積	nî	種 類			
	その他の共通施設	面積	nî	種 類			
÷	の他の施設	nî	種 類				
	工業団地の環境施設の 配置に関する概略図 その他の説明						

## 下記書類は、特例工業集合地に立地する場合のみ必要です。

別 紙 4

隣接緑地等の面積並び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称					
隣接緑地等の所在地					
隣接緑地等の面積の合計				0.0	m²
うち 緑 地(様 式 B 備 考 2 で 区 別 す ることとされ た 緑 地 を除く。)		m²			
うち 様 式 B 備 考 2 で 区 別 す ることとされ た 緑 地					
うち緑地以外の 環境施設		m²	種 類		
事業者の負担する総額	設 置 費 用				円
步来有 V 只 E y V ku ku	維持管理費用				円
うち 届 出 者 の 負 担 費 用	設 置 費 用				円
りら 庙 山 名 の 貝 担 貸 用	維持管理費用				円
隣接緑地の 配置に関する概略図 その他の説明					



様式例第2

配置図を作成するにあたって、右の備考と下記の点に留意して作成して下さい。

- 1. 1枚の図面で、それぞれの施設を記載して下さい。
- 2. 法第8条第1項の変更の届出については、変更部分 のみ記載して下さい。

なお、備考4に記載してある変更前、変更後の比較 対象は、次の様な記載方法を用いて下さい。

(例)

= 既存生産施設

= 増設生産施設

= 撤去(廃止)生産施設

3. 敷地境界線を指定された4色以外の色で明示して下さい。

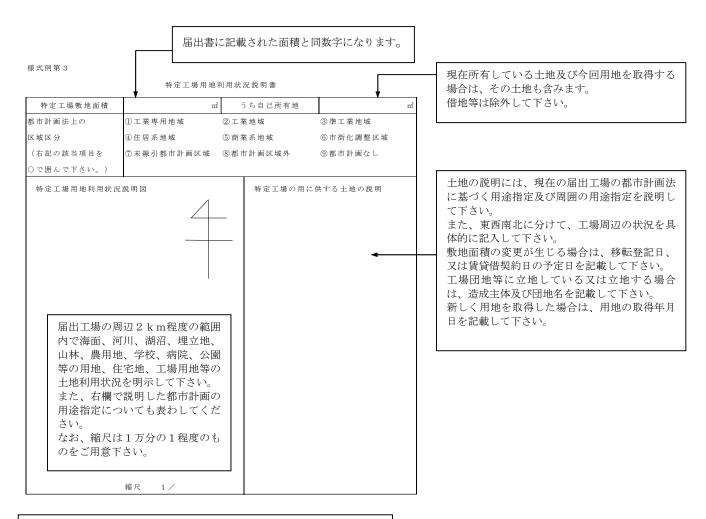
この場合、寮・社宅用地や賃貸用地等があれば同様明示して下さい。



- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
  - 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止 施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの 位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
  - 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれら の位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1~3に記 載した施設番号を付記して下さい。

施設の名称	色彩
生 産 施 設	青
緑地	緑
様式B備考2で区別	網掛け
することとされた緑地	網掛り
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示して 下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則 として敷地面積が100ha未満の工場等にあっては五百分の一ないし千分の一、 100ha以上500ha未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以 上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の 利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。



施設の名称及び番号については、今回の届出について、すべてを記載する とともに、別紙1~3に記載した名称及び施設番号を記載して下さい。

(用紙の大きさはA4)

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

